

第1章 総 則

入居者（以下「甲」という。）と社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会（以下「乙」という。）は、指定介護予防特定施設入居者介護又は特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）から提供される、特定施設入居者生活介護（以下「施設サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり特定施設入居者生活介護サービス利用契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条 （契約の目的）

乙は、サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立（律）した日常生活を営むことができるよう施設サービスを提供します。

第2条 （契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、令和7年 月 日 ～ 令和9年3月31日 とする。
- 2 上記の契約期間満了日7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合、乙が甲又はその代理人に対し契約更新の意思を確認し、更新ができるものとします。

第3条 （介護保険給付対象サービス）

本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、乙が要介護者等の甲に対して提供する「特定施設入居者生活介護」サービスであり、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。

第4条 （介護保険給付対象外サービス）

- 1 乙は甲との合意に基づき以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 食事の提供
 - 二 居住の提供
 - 三 特別な居室の提供
 - 四 特別な食事の提供
 - 五 甲に対する理美容サービス
 - 六 別に定めるところに従って行う甲からの貴重品の管理
 - 七 乙が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション
 - 八 乙が提供する以外の物品あるいは食品等
 - 九 人員配置が手厚い場合の介護サービス

（厚生省令第37号第182条第3号第1号及び同省通知老企第52号に定める）
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は甲が負担するものとします。
- 3 乙は第1項のサービス費用の額は「重要事項説明書」に記載したとおりとします。
- 4 乙は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してわかりやすく説明するものとし、費用徴収する際は必ず同意を得た上で徴収します。

第5条 (介護の場所)

乙は、甲に対し本契約に基づくサービスを、原則として施設における甲の介護居室において提供する。ただし、入居後、甲の介護認定、介護の状況、心身の状態により介護居室の変更が必要となった場合、乙は、甲及び身元引受人との間で、協議により、甲の介護居室の変更することができる。

第6条 (要介護認定等に伴う確認)

- 1 乙は、甲の要介護認定等が確定・更新・変更された場合、その内容を確認するために、次の各号に定める事項を含めた「要介護認定等に伴う確認」を行う。
 - 一 要介護認定等の内容及びその認定日、有効期間
 - 二 認定審査会の意見
 - 三 市町村により確定されたその他の重要な事項
- 2 前項の確認に際して、乙は、甲に対して、次の各号に定める事項について説明を行い、それについての甲の意思につき書面をもって確認する。
 - 一 本契約第3条に定める「介護保険給付対象サービス」に関し、介護保険給付の対象となる費用の支払について、介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを選択することに同意するか、又は、償還払いを希望するかの確認
 - 二 本契約第4条に定める「介護保険給付対象外サービス」に対して支払うべき費用の内容及び額への同意
 - 三 本契約に基づくサービスの利用に関して、甲が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意
 - 四 その他上記に関し甲又は乙において必要と考えられる一切の事項

第7条 (特定施設サービス計画書の作成・変更)

- 1 乙は、介護保険法令に基づき、入居者の「特定施設サービス計画」を作成する計画作成担当者を定める。
- 2 乙は、前項の計画作成担当者が作成する「特定施設サービス計画」の作成、変更等について、甲又は代理人に対して説明、協議し同意を得たうえで決定する。その内容は甲に対して書面を交付して確認する。

第8条 (記録の整備)

- 1 乙は、甲のサービスに関する次の記録を整備し、その完結から5年間保管する。
 - 一 甲のサービスに関する計画
 - 二 行なった具体的なサービスの内容等の記録
 - 三 苦情の内容等の記録
 - 四 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- 2 記録の閲覧・複写については、乙の定める個人情報保護規程に沿って対応します。なお、閲覧、複写物の交付、対応時間は相談窓口受付時間に準じます。

第9条 (身体拘束の禁止)

乙及びサービス従事者は、甲又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他甲の行動を制限する行為を行わないものと

します。

第10条 (乙の守秘義務)

乙は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供するうえで知り得た甲又はその家族等に関する事項を第三者に漏らさない。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続する。

第11条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 乙は、甲が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下介護保険給付額という。）の限度において、甲に変わって市町村から支払いを受けます。
- 2 甲は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の入居者負担分に居住費、食費を加えた額）を乙に支払うものとします。
但し、甲がいまだ要介護度を受けていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。（要介護認定後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第4条に定めるサービスについては、甲は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、甲の日常生活上必要となる諸費用を乙に支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、甲はこれを翌月26日に乙が指定する方法で支払うものとします。
- 6 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第12条 (利用料金の変更)

- 1 本契約第3条に定める費用として支払う利用料金、その他介護保険法令等の変更があった場合、乙は甲等への説明を行ない、当該利用料金等を変更することができる。
- 2 本契約第4条に定める費用として支払う利用料金について、乙は、甲の同意を得たうえで、当該利用料金を変更することがある。この場合、乙は、施設の所在する地域の発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、手続きをとるものとする。

第13条 (損害賠償)

- 1 乙は、サービスの提供にあたって甲の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、市町村、当該甲の家族等に対して連絡を行なう等の必要な措置を講じるとともに、状況及び採った処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、その損害（弁護士費用を含む。）を賠償する。ただし、乙に過失がない場合、及び天災、事変の場合はこの限りではない。
- 2 甲は、自己の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合、その損害につい

て賠償する責任を負う。

第14条 (身元引受人)

- 1 乙は甲に対し、身元引受人を定めることがあります。ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではない。
- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - 一 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - 二 本契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に協力すること。
 - 三 甲が死亡した場合に遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をすること。
 - 四 本契約、重要事項説明及び入居中に生じた利用等にかかる事項に関する、入居者に対する説明への同席、書面の授受及びその他必要な事務及び諸手続きに協力すること。

第15条 (連帯保証人)

- 1 連帯保証人は、甲と連帯して、本契約から生じる甲の債務（本契約が更新された場合も含む。）を負担するものとする。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、極度額 2,671,000 円を限度とする。
(当施設の介護給付費対象サービス費上限である要介護5、自己負担額3割日額 2,439 円×1年間、月額利用料 148,400 円×1年間より算出 1,000 円未満四捨五入)
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、甲又は身元引受人が死亡したときに、確定するものとする。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、乙は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、甲の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

第16条 (乙に通知を必要とする事項)

甲、身元引受人又は連帯保証人は、次に掲げる事項を含め管理規定その他の文書に規定された乙に通知する必要が発生した場合には、その内容を遅滞なく事業者に通知するよう努めなければならない

- 1 甲、身元引受人又は連帯保証人の氏名が変更したとき
- 2 身元引受人又は連帯保証人が死亡したとき
- 3 甲、身元引受人又は連帯保証人について、法令等に基づく成年後見人制度による後見人・保佐人・補助人の審判があったとき、又は破産の申し立て（自己申立を含む）、強制執行・仮差押え・仮処分・競売・民事再生法等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき
- 4 甲が「任意後見契約に関する法律」に基づき任意後見契約を締結したとき

第17条 (身元引受人又は連帯保証人の変更)

- 1 乙は、身元引受人又は連帯保証人が第16条の2ないし3の規定に該当する場合

には、甲に対して新たに身元引受人又は連帯保証人を定めることを請求することがある。

- 2 甲は、前項に規定する請求を受けた場合には、身元引受人又は連帯保証人を立てるものとする。

第18条 (契約の終了)

本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了する。

- 一 甲が死亡した場合
- 二 要介護認定等により甲が自立と認定された場合
- 三 施設の入居契約が終了した場合
- 四 施設が介護保険法令等に基づく特定施設入居者生活介護の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 五 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第19条 (甲の解約権)

甲は、乙に対し、いつでも本契約の解約を申し出ることができます。この場合、30日以上予告期間をもって申し出るものとし、予告期間満了日に本契約は解約されます。

第20条 (乙の解約権)

次のいずれかの事由が発生した場合は、乙よりその理由を記載した文書によって本契約を解約することができます。この場合、30日間以上の予告期間をもって申し出るものとし、予告期間満了日に本契約は解約されます。

- 1 乙は、甲が故意に法令違反その他著しい不信行為があり、再三の申し入れにも拘わらず改善の見込みがなく、本契約を継続することが困難となった場合
- 2 甲の身元引受人ないしご家族（内縁関係にある者などを含む。）が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を乙に対して行った場合、甲又は当該行為を行った者以外の甲の身元引受人ないしご家族（内縁関係にある者などを含む。）の協力をもってしても改善されず又は改善が期待できないとき、若しくはそもそも協力を得られない場合であって、これにより本契約を継続することが困難となった場合
- 3 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 4 甲、又は身元引受人によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間の催告にも関わらず、これが支払われない場合
- 5 甲が、故意又は重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 6 甲が連続して1ヶ月以上病院または診療所に入院すると見込まれた場合、もしくは入院した場合

第21条 (甲による契約の解除等)

- 1 次のいずれかの事由の場合には、即時に契約解除し、退居することができません。
 - 一 介護保険給付対象外サービスの利用料金に同意できないとき
 - 二 乙が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しないとき
 - 三 乙及び乙の職員が守秘義務に違反したとき
 - 四 乙及び乙の職員が故意または過失により甲の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められるとき
 - 五 他の入居者が甲に対し身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは傷つけるおそれのある場合において、乙が適切な対応をとらないとき
 - 六 甲が長期の医療的治療が必要となったとき
- 2 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - 一 甲が他の介護保険施設に入居したとき
 - 二 甲が死亡したとき

第22条 (精算)

第17条の規定に基づき、本契約が終了した場合において、甲が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他乙に対する義務を負担しているときは、契約終了日から2週間以内に精算するものとする。その際、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については利用日数に基づいて計算した金額とする。

第23条 (苦情処理)

- 1 乙は、本契約に基づくサービスに関する甲からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置する。
- 2 甲は、乙が本契約に基づき提供したサービスに関して、社団法人全国有料老人ホーム協会に苦情を申し立てることができる。
- 3 甲は、行政機関又は国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができる。
- 4 乙は、苦情申し立てがなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、甲に対して、これを理由とした差別的な待遇を行なわない。

第24条 (協議事項)

本契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法その他関係その他法令等の定めるところを尊重し、甲と乙が協議の上誠意をもって協議の上定めま

す。

第25条 (合意管轄)

本契約に起因する紛争に関して必要が生じたときは、高知地方裁判所をもって第1管轄裁判所とすることを、甲及び乙は予め合意します。

有料老人ホーム重要事項説明書

1 法人及び事業所の概要

設置主体	社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会	
法人設立	平成13年6月27日	
理事長	福田 善晴	
法人所在地	高知市薊野北町2丁目25-8	
電話番号	(088) - 803 - 1122	
FAX 番号	(088) - 803 - 1115	
メールアドレス	fuku4-h-s-junbi@mwe.biglobe.ne.jp	
ホームページアドレス	https://hata-dialife.jp/	
実施事業	社会福祉事業	特別養護老人ホームあざみの里（入居定員80名）
		特別養護老人ホームあざみの里（短期入居生活介護）
		ユニット型特別養護老人ホーム絆の広場（入居定員80名）
		ユニット型短期入居生活介護事業所絆の広場（利用定員20名）
		救護施設誠和園（入居定員70名）
		救護施設誠和園（通所定員14名）
		グループホームあざみの家（入居定員18名）
		グループホーム三つ星日記（入居定員18名）
		小規模多機能ホームあざみの荘（登録定員29名 通いサービス利用定員15名 宿泊利用サービス利用定員5名）
		小規模多機能ホームぼっちり横丁（登録定員29名 通いサービス利用定員18名 宿泊利用サービス利用定員6名）
		ヘルパーステーションあざみ
		グループホームリットの風（入居定員10名）
		就労継続支援B型事業所リットの風（利用定員20名）
	公益事業	有料老人ホーム馴染み横丁（入居定員30名）
	有料老人ホーム千金の一日（入居定員40名）	
居宅介護支援事業所まるごと応援隊		

2 施設概要

施設名	有料老人ホーム 馴染み横丁
施設の類型及び表示事項	類型 : 介護付有料老人ホーム 居住の権利形態 : 賃貸借方式 入居時の要件 : 要支援・要介護 介護保険 : 高知県指定介護保険特定施設 介護居室区分 : 全室個室 介護に係わる職員体制 : 2 : 1 以上
介護保険の指定居宅サービスの種類	平成 17 年 12 月 21 日特定施設・介護予防入居者生活介護事業 高知県指定 3970102178 号
施設長（施設の管理者）名	岡邑 隆広
開設年月日	平成 18 年 1 月 11 日
所在地・電話番号	〒781-8136 高知県高知市一宮西町 3 丁目 31 番 25 号 TEL 088-820-2001 FAX 088-820-2005
メールアドレス	najimi-yokochyo@ma.pikara.ne.jp
交通の便	高知県交通マルナカ前又は一宮自動車学校前停留所下車 150m 一宮ハイヤー本社正面
敷地概要（権利関係）	1746.95 m ² 事業主体：社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会 建物譲渡特約付土地賃貸借方式 契約期間 35 年
建物概要（権利関係）	延床面積 1346.96 m ² （内、有料老人ホーム 1341.56 m ² 壁式鉄筋コンクリート造 3 階建て 事業主体所有 竣工：平成 18 年 1 月 10 日
居室（介護居室）の概要	個室のみ 30 室（16.770～17.345 m ² ） トイレ付（2.3 m ² ）
共用施設概要	食堂、浴場、機能訓練室、洗濯室、駐車場
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	各居室、共同浴室にナースコール（PHS）を設置し、スタッフルーム及び勤務スタッフとの連絡が可能。食堂にて喫食状況の確認。居室の定期巡回の実施。夜間にもケアワーカーが勤務。

3 職員体制

(令和6年3月1日現在)

	職員数	常勤換算後の人数		夜間勤務職員数	備考
			うち自立者対応		
施設長	1	1			
生活相談員	1	1			
職員 直接 処遇	介護職員	15	14.7	2 19時～7時	
	看護職員	1	1		
機能訓練指導員	1	1			
計画作成担当者	1	1			○相談員と兼務
医師（嘱託医）					
栄養士					○業者委託
調理員					
事務職員	1	1			
その他職員					
合計	21	20.7			

(注) 計画作成担当者は、介護支援専門員である。

従業員の勤務体制の概要	<p>【介護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超早 A (06:00～15:00) ・超早 B (06:30～15:30) ・早 A (07:00～16:00) ・早 B (07:30～16:30) ・日 A (08:00～17:00) ・日 B (08:30～17:30) ・日 C (09:00～18:00) ・日 D (09:30～18:30) <p>【看護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 A (08:00～17:00) ・日 B (08:30～17:30) ・日 C (09:00～18:00) <p>【直接処遇以外の職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日勤 (08:30～17:30) <ul style="list-style-type: none"> ・遅 A (10:00～19:00) ・遅 B (10:30～19:30) ・遅 C (11:00～20:00) ・遅 D (11:30～20:30) ・超遅 A (12:00～21:00) ・超遅 B (13:00～22:00) ・夜 A (17:00～10:00) ・夜 B (22:00～07:00) ・遅出 (09:30～18:30) ・遅 B (10:00～19:00)
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 入居・退居等

入居者の条件	① 65歳以上の方 ② 要支援・要介護認定を受けている方
身元引受人等の条件、義務等	契約で規定する諸債務の連帯保証、及び身上看護等。
契約の解除	入居契約 ② 入居居込書への虚偽記載 ③ 諸費用の支払を3ヶ月以上遅滞するとき ④ 禁止又は制限行為に違反したとき ⑤ 行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止できない場合

体験入居	1日 5,000円 (空床時に限る)
------	--------------------

5 利用料 (※消費税込みの価格)

費用納入方式	月額利用料+都度払い費用						
日割り計算の適用	原則として新規入居月、退居月及び入居者が30日以上長期不在等の場合において適用する。ただし食費については、1日前に欠食の届けをした場合、喫食実績に基づく。 (退居月の利用日数を乗じた金額とし100円未満四捨五入とする。)						
支払方法	原則口座振替 (乙が指定する方法)						
敷金	100,000円 退所時に入居者が負担すべき補修費に該当する場合に充当し、精算する。						
一時金	該当なし						
解約返還金	該当なし						
月額利用料	管理費、食費及び家賃相当額 148,400円/月 (30日/月にて計算)						
内訳	管理費	32,000円/月					
	用途	共同施設の維持管理の為に業務委託費、損害保険料、入居者に対する生活支援サービス提供に係る事業費 (一般寝具、光熱水費、燃料費、消耗品費)					
	食費	56,400円 (朝490円、昼640円、夕640円、おやつ110円) 1日3食30日の場合					
	介護費用 (介護保険に係る利用料を除く)	要介護者等 (要支援者及び要介護者) に対する、個別的な選択による介護サービス費用 各種代行サービス 別途相談 介護用品・おむつ代は実費負担。					
	光熱費	管理費に含まれるため費用負担無し。 ※但し、施設備付け以外の暖房機器等を持ち込む場合には製品表示の消費電力 (100V 60Hz) を基に計算した額を使用電力実費相当として入居者負担金とする。					
	家賃	60,000円					
	その他	管理費以外に都度徴収するサービス費用 買い物代行 無料 クリーニング代 実費 レクリエーション、クラブ費 実費 その他のサービスを希望される場合には外部の代行機関を紹介する 受診付添い 協力医療機関以外への受診で、ご家族等がやむを得ない事情で付き添えない、外部の代行機関の調整が困難な場合に限り外出援助として 1時間 1,800円 1時間を越え30分毎に900円 対応時間：平日8時30分～17時30分					
改定ルール	地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費を勘案し、運営懇談会の意見を参考にして、過半数の同意が得られた場合には管理費、食費、家賃相当額及び提供する個人サービス等の費用を改定する場合があります。						
介護保険に係る利用料	厚生労働大臣が定める介護保険給付の入居者の負担割合の額とする (法の改正があれば変更あり) (1日あたり)						
要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	1,830円	3,130円	5,420円	6,090円	6,790円	7,440円	8,130円
自己負担額 (1割)	183円	313円	542円	609円	679円	744円	813円
自己負担額 (2割)	366円	626円	1,084円	1,218円	1,358円	1,488円	1,626円

自己負担額（3割）	549円	939円	1,626円	1,827円	2,037円	2,232円	2,439円
-----------	------	------	--------	--------	--------	--------	--------

利用料金（入居者30日あたり）

自己負担額合計（1割）	153,890円	157,790円	164,660円	166,670円	168,770円	170,720円	172,790円
自己負担額合計（2割）	159,380円	167,180円	180,920円	184,940円	189,140円	193,040円	197,180円
自己負担額合計（3割）	164,870円	176,570円	197,180円	203,210円	209,510円	215,360円	221,570円

その他介護給付サービス加算

（介護報酬加算算定の中で、該当入居者もしくは事業所が該当する事由が発生した場合、下記の基準によって加算となります。従って加算額によってサービス負担額（1～3割）も変動します。）

加算算定	内容	自己負担額		
		(1割)	(2割)	(3割)
協力医療機関連携加算	1月あたり （協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催した場合）	100円	200円	300円
夜間看護体制加算（Ⅰ）	1日あたり （常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定め、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を確保している場合）	18円	36円	54円
夜間看護体制加算（Ⅱ）	1日あたり （常勤の看護師による24時間連絡体制が確保できているとともに、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合）	9円	18円	27円
個別機能訓練加算（Ⅰ）	1日あたり 機能訓練指導員を専従で配置し、入居者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行われた場合。	12円	24円	36円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	1月あたり 厚労省へのデータ提供、フィードバックの活用による場合。	20円	40円	60円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日あたり 介護職員のうち介護福祉士の資格を有する職員が70/100以上、もしくは勤続年数10年以上の介護福祉士の資格を有する職員が25/100以上の場合	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日あたり 介護職員のうち介護福祉士の資格を有する職員が60/100以上	18円	36円	54円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日あたり 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上もしくは、常勤職員の占める割合が100分の75以上もしくは、勤続7年以上介護福祉士が100分の30以上の場合	6円	12円	18円
退院・退所時連携加算	1日あたり （医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する入居者を受け入れる場合） ※入居から30日以内に限る	30円	60円	90円
退居時情報提供加算	1回に限り （医療機関へ退所する入居者等について、退所後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合）	250円	500円	750円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1月あたり （感染症法規定の第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症等の発生時等の対応を行う体制確保、協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時の対応取り決め、発生時に協力医療機関等と連携し適切に対応する、診療報酬における感染症対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合）	10円	20円	30円

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	1月あたり (診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合)	5円	10円	30円
新興感染症等施設療養費	1日あたり 1月に1回、連続する5日を限度 (入居者等が別に厚生労働省が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合)	240円	480円	720円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月あたり (自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合)	200円	400円	600円
若年性認知症入居者受入加算	1日あたり (若年性認知症の人やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症の人を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供し、個別に担当者を定めている場合)	120円	240円	360円
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中6ヶ月毎に口腔の健康状態について確認を行い口腔の健康状態に関する情報を担当の介護支援専門員に提供した場合。6ヶ月に1回を限度に算定。	20円	40円	60円
ADL維持等加算(Ⅰ)	入居者等全員に利用開始月と、当該月の翌月から起算して。6ヶ月目において厚生労働省へデータ提出。	30円	60円	90円
ADL維持等加算(Ⅱ)	評価対象入居者の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上である場合。	60円	120円	180円
科学的介護推進体制加算	1月当たり 心身の状況等の基本的な情報(ADL、栄養、口腔、嚥下、認知症等)を厚生労働省に提出し フィードバックの活用による場合。	40円	80円	120円
看取り介護加算(Ⅰ)	1日あたり 死亡日以前31日以上～45日以下 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行う。看取りに関する協議等の場の参加者として生活相談員を明記する。	72円	144円	216円
	1日あたり 死亡日以前4日以上～30日以下	144円	288円	432円
	1日あたり 死亡日以前2日又は3日	680円	1,360円	2,040円
	死亡日に算定 (医師より回復の見込みがないと診断され、入居者又は家族の同意を得て入居者の介護に係る計画に基づいて施設にて看取り介護を行った場合)	1,280円	2,560円	3,840円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険に係る利用料に各種加算を加えた額に12.8%を乗じた額			
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険に係る利用料に各種加算を加えた額に12.2%を乗じた額			
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護保険に係る利用料に各種加算を加えた額に11.0%を乗じた額			
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	介護保険に係る利用料に各種加算を加えた額に8.8%を乗じた額			
人員が手厚い場合の介護サービス利用料	(1日あたり) 要支援1 170円 要支援2 175円 要介護1 180円 要介護2 185円 要介護3 190円 要介護4 195円 要介護5 200円			
損害賠償額の予定の定めの有無及び内容	有 ・ 無 あいおい損害保険(株)			
消費税	家賃相当額・介護保険に係る利用料については非課税			

6 介護給付対象サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士（管理栄養士）による献立表により、入居者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・食事は家庭に近い環境作りを心掛け、入居者の生活習慣を尊重した食事内容、場所、時間に配慮し、できる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な支援を行います。 ・（基本食事時間）朝食 7：30～ 昼食 11：30～ 夕食 17：30～
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・トイレに座ることが難しくなってきた方に対しては身体状況に合わせて対応させていただきます。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の意向及び心身の状況に応じて適切な方法により年間を通して、最低週2回以上の入浴及び清拭を行います。
機 能 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練計画に基づき機能訓練指導員を中心に、看護職員・介護職員などにより、入居者の心身等に状況に応じた日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための生活リハビリを実施します。
日常の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員及び介護職員は、常に入居者の健康状況に注意し、必要に応じて連携を図り健康保持のための適切な措置を行います。

7 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する苦情や相談については、次の窓口で対応します。

対応時間	午前8時30分～午後5時30分
相談・苦情受付担当者	岡林 佐智（生活相談員）
電 話 番 号	088-846-5001
F A X 番 号	088-846-5006
相談・苦情解決責任者	岡邑 隆広（施設長）

(2) 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	結果の開示		1 あり 2 なし
2 なし			

(3) 第三者委員（事業所において第三者の立場から苦情相談をすることができます）

第三者委員	氏名	田村 達彦
	連絡先	088-845-3043
	氏名	明坂 浩
	連絡先	088-846-4268

(4) 介護相談員

介護相談員 （苦情相談委員）	氏名	山本 典判
	連絡先	088-845-2052

	来設日	原則、第4月曜日 午前10時～11時
--	-----	--------------------

(5) 公共機関においても、次の機関に対して苦情の申立ができます。

高知県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	088-820-8411
	対応時間	午前9時00分～午後5時00分
高知県の介護苦情相談窓口 (高 齢者福祉課)	所在地	高知市丸ノ内1-2-20
	電話番号	088-823-9632
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分
高知市の介護相談窓口 (介護保 険課)	所在地	高知市本町5-1-45
	電話番号	088-823-9972
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分
全国有料老人ホーム協会	所在地	東京都中央区日本橋3丁目5-14
	電話番号	03-3548-1077
	対応時間	午前10時～午後5時

8 医療への協力

協力医療機関 (又は嘱 託医) の概要及び協力 内容	<p>医療法人大和会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福田心臓・消化器内科」 診療科目・・・内科・消化器内科・循環器内科・心臓血管外科・外科・小児科・皮膚科形成等 ・「ごとう歯科」診療科目・・・歯科 <p>入居者の心身の状況に応じて異変その他緊急事態が生じた時、あるいは緊急時と判断した場合は速やかに主治医または協力医療機関に連絡し、適切な処置を講じます。</p> <p>ご本人・ご家族希望の協力医療機関以外の受診は原則ご家族対応となります。また、協力医療機関以外の受診が必要となった場合付き添い等ご家族に協力頂く場合があります。</p>
----------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

9 事故及び再発防止の対応について

- (1) 当施設では、入居者に対する事故が発生した場合は、速やかに高知市及び入居者の当該保険者町村、身元引受人に対し連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び事故に際して実施した処置を記録します。
- (2) 事故発生の防止のための指針を整備するとともに、当該事実が報告された場合は、迅速に事故検討会を開催し、その分析を通じた改善策を職員全員に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生の防止のための委員会を設置し、事故発生防止のための職員に対する新人研修及び定期的研修を実施します。
- (4) 上記の措置を適切に実施するために担当者を設置します。

10 高齢者虐待防止について

- (1) 権利擁護 (高齢者虐待防止) 委員会を定期的に開催し、その内容を職員全員に周知徹底する体制を整備します。

- (2) 高齢者虐待防止のための指針を整備するとともに高齢者虐待防止のための職員に対する新人研修及び定期的研修を実施します。
- (3) 上記の措置を適切に実施するために担当者を設置します。

高齢者虐待防止担当者	岡林 佐智（生活相談員）
------------	--------------

1 1 身体拘束について

- (1) 事業者のサービス従業者は、契約者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、入居者または身元引受人に対して事前に口頭および文書による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。
- (3) 身体拘束廃止委員会を定期的開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うと共に、常にその解消のため検討に努めます。
- (4) 身体拘束適正化のための指針を整備するとともに身体拘束等の適正化のための職員に対する新人研修及び定期的研修を実施します。

1 2 衛生管理及び健康管理について

- (1) 当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために指針の整備、感染症対策委員会を設置し3ヶ月に1回以上の委員会を開催します。その結果について職員全員へ周知徹底を行います。
また、感染症及び食中毒のまん延防止のために訓練、新人研修及び定期的（年2回以上）に研修を実施します。
- (2) 感染症及び食中毒の発生が疑われる際には、発生状況の把握・感染拡大の防止に努め、医療機関や保健所、市町村における関係機関との連携を図り適切な措置を行います。また、施設内及び関係機関との連携が図れるように、連絡体制を整備し迅速な対応を行います。
- (3) 全入居者の健康管理のために入居後、おおむね1週間以内に協力医療機関において健診を受けて頂きます。
- (4) 感染症の流行期には、施設内での感染を防ぐために、適切な措置を行います。その際、来設者の方が媒介者とならないよう手洗い、うがい、手指消毒、マスク着用などの標準予防策のご協力を頂く場合があります。
- (5) 施設内での感染症等の発生に伴い、拡大を防ぐために必要に応じて緊急時以外の面会をお断りさせて頂く場合があります。

1 3 非常災害対策

火災の予防や非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に必要な訓練（火災日中想定・夜間想定避難訓練や津波想定避難訓練を行い地域住民と連携に努めます。

1 4 新興感染症発生時の業務継続に向けた取り組み

新興感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえ平時から準備・検討し業務継続に向けた計画を策定し、定期的に必要な訓練、研修を実施します。

1 5 自然災害発生時の業務継続に向けた取り組み

自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討し業務継続に向けた計画を策定し、定期的に必要な訓練、研修を実施します。

1 6 入居者に関する市町村（保険者）への通知

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付し、その旨を市町村（保険者）に通知します。

- (1) 正当な理由なしに指定施設入居者生活介護サービスの利用に関する指示に従わない事を原因に、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け又は受けようとしたとき。

1 7 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	<ul style="list-style-type: none">・原則、午前8時から午後6時まで・来訪者は面会簿にご記入の上、必ずその都度職員に申し出て下さい。
食品の持ち込み	<ul style="list-style-type: none">・原則的には自由ですが、適切な健康管理のために食品の持ち込みの際は、必ず職員に声を掛けてください。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none">・外出される場合は、必ずその都度職員に申し出て「外出泊届け」にご記入の上、職員に提出して下さい。・外出等に伴う欠食は下記時間までにご連絡ください。下記時間以降のご連絡の場合、お食事代を請求させていただくことがあります。 (朝食：前日まで 昼食：当日9時00分まで 夕食：当日14時まで)
居室・設備・器具等の利用	<ul style="list-style-type: none">・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反して、破損が生じた場合、弁償して頂くことがあります。
喫煙	<ul style="list-style-type: none">・決められた場所以外での喫煙はお断りさせていただきます。
迷惑行為	<ul style="list-style-type: none">・騒音等の他入居者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭・貴重品の管理	<ul style="list-style-type: none">・原則としてお小遣い程度の金額をお預かりいたします。・原則、身元引受人の方の対応となりますが、やむを得ない事情の場合は「馴染み横丁利用者預かり金規程」により管理させていただきます。貴重品はお預かり致しません。・自室内で一定額以上の金銭及び、通帳・印鑑等の貴重品を管理する場合には鍵付きの手提げ金庫等をご準備ください。
所持品の持ち込み	<ul style="list-style-type: none">・他者へ迷惑を及ぼす物品、危険物の持ち込みはご遠慮願います。
宗教・政治活動	<ul style="list-style-type: none">・施設内での活動、勧誘、布教活動はご遠慮願います。
ペット	<ul style="list-style-type: none">・持ち込みや飼育はご遠慮願います。
家族宿泊について	<ul style="list-style-type: none">・ご希望により、施設内にある家族宿泊室にてご宿泊ができます。宿泊料金は、原則一泊1,500円となっております。

承諾事項について

(1) 身元及び遺留金品等引き受け承諾

入居者が、有料老人ホーム馴染み横丁契約書の規定に基づき、契約が終了した時は、直にその身柄を引き取り、尚、契約者が死亡した場合は、遺体・遺留金品等を引き取ることを承諾いただきます。

万一親族間に紛争が起きた場合等、身元引受人の方に責任を持って解決いただきます。

(2) 個人情報使用同意

入居者及びその家族の個人情報については、下記に記載するところにより必要最小限の範囲で使用されることに同意いただきます。

① 使用目的

入居者のためのサービス計画に沿って円滑にサービス計画を提供するためにサービス担当者会議等での連絡調整において必要な場合、医療機関に受診・入院する場合及び他の事業所等を利用するのに情報提供する場合

② 使用する個人情報

個人情報の利用は予め開示した利用目的の達成に必要な範囲内で行う

- 一、介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ委託業務を行う場合
- 一、他の介護事業者との連携や（サービス担当者会議等）、連絡調整が必要な場合
- 一、入居者の受診にあたり、医師等に介護記録やケアプランを提供する場合
- 一、家族への心身状態や生活状況の説明
- 一、研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- 一、損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談または届け出等
- 一、行方不明者等捜索にあたり、捜索協力を依頼する警察等関係機関へ情報提供を行う場合

③ 使用期間

「特定施設入居者生活介護」施設利用契約書第2条の契約が終了するまでとする

④ 条件

個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることがないように細心の注意を払い使用いたします。

[説明確認欄]

特定施設入居者生活介護有料老人ホーム馴染み横丁利用契約の締結にあたり、利用契約書、重要事項説明書、身元及び遺留金品等引き受け承諾、個人情報使用同意、並びに施設生活における医療等に関する補足について説明を受け、同意いたします。

本契約の成立したこと及び重要事項の説明を受けたことを証し、本書2通（連帯保証人がいる場合は3通）を作成し、甲、乙（連帯保証人）及び説明者が記名又は署名押印（署名の際は消せるペンなどは使用しないで下さい。）の上、甲、乙（連帯保証人）1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者（乙） 所在地 高知県高知市薊野北町2丁目25-8
名 称 社会福祉法人 秦ダイヤライフ福祉会

代表者 理事長 氏名 福田 善晴 印

説明者 職 種 生活相談員
氏名 岡林 佐智 印

住所
入居者（甲）

氏名 _____

住所
代理人
(選任した場合)

氏名 _____

住所
身元引受人

氏名 _____

住所
連帯保証人

氏名 _____